

令和6年9月9日提出

児童扶養手当の算定誤りについて

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	—
場所	—
内容	<p>児童扶養手当の算定事務において、障害厚生年金(3級)を受給しているひとり親家庭(2世帯)についての算定を誤り、手当を過大に支給していることが判明しました。</p> <p>1 算定誤りが発覚した経緯 令和6年8月下旬、新たに障害厚生年金(3級)を受給することとなった児童扶養手当受給者の事務処理を行う際、過去の処理についても再確認したところ、算定誤りが判明しました。</p> <p>2 対象者と過大支給額 誤支給者 2名 合計 2,074,960 円 (内訳) 誤支給者①:令和3年3月分～令和6年6月分 1,967,300 円 誤支給者②:令和6年3月分～令和6年6月分 107,660 円</p> <p>3 算定誤りの内容 従来、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当は受給できませんでしたが、法改正に伴い、令和3年3月分以降は児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるよう要件が緩和されました。(別添参照) 今回の誤りは、本改正の対象外である障害厚生年金(3級)の受給者に対して当該改正内容を適用して手当を支給したもので、担当課の理解不足・確認不足が原因で発生したものです。</p> <p>4 対象者への対応 算定誤りについて、謝罪及び経緯の説明を行い、返還方法について相談を行っています。</p> <p>5 再発防止策 間違いやすい項目や制度改正のポイントについて職員間で整理を行い、制度の理解を徹底した上で、適正な事務処理に努めます。</p> <p>受給者の方に多大な御迷惑をおかけしたことを深くお詫びするとともに、適正な事務処理を行うことにより、信頼回復に努めてまいります。</p>
問い合わせ先	諫早市 こども福祉部 子育て支援課 担当:宮崎 電話番号:0957-22-1500(内線 3220) E-mail:kosodate_shien@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備考 (記事解禁日等)	令和6年9月9日(月) 全員協議会終了後解禁

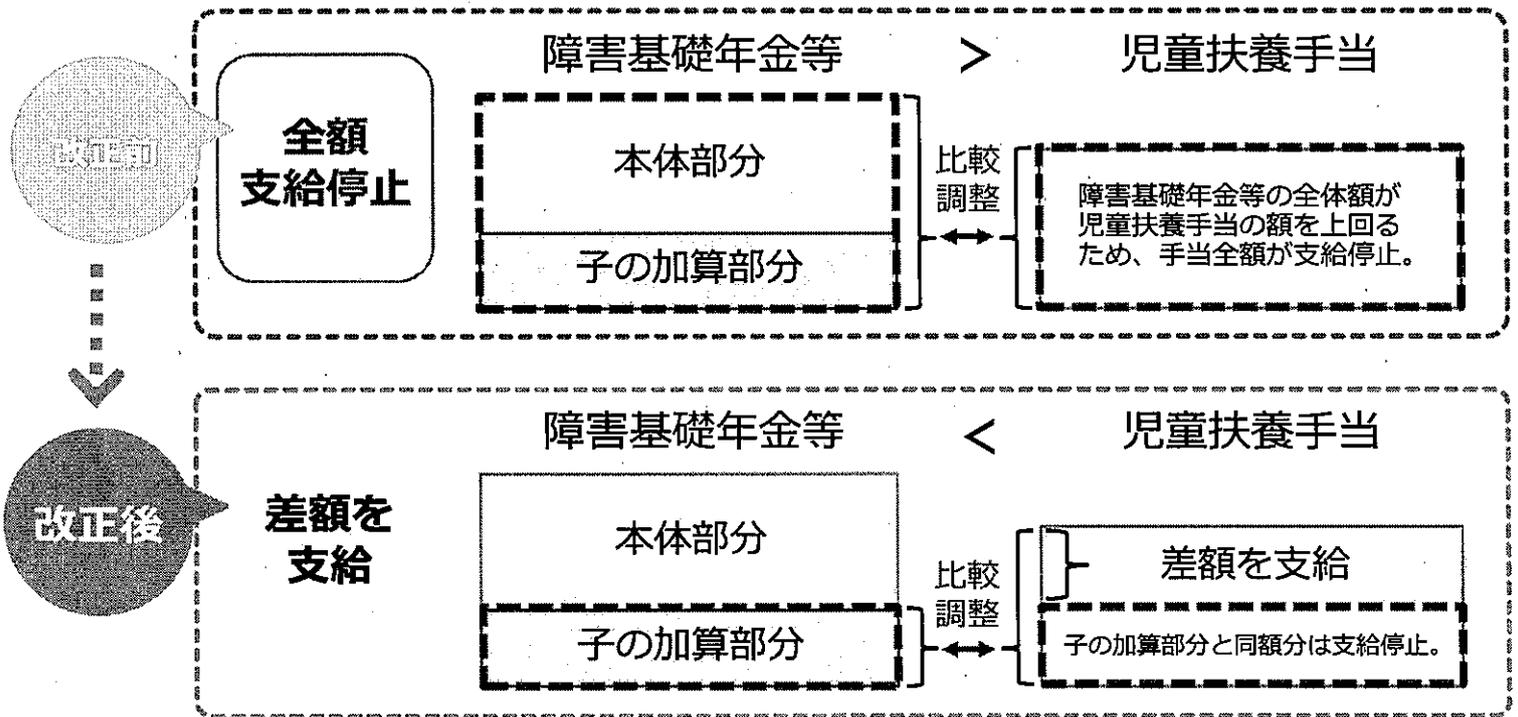
障害基礎年金等を受給しているひとり親のご家庭の皆さま 「児童扶養手当」が変わります

令和3年3月分（令和3年5月支払い）から
手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

1. 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

▶これまで、障害基礎年金等(※1)を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

(※1) 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。
詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。



▶なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方（障害基礎年金等は受給していない方）(※2)は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

(※2) 遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金（3級）のみを受給している方。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)